令和４年第１４回（臨時）高砂市教育委員会　会議録

日時

令和４年９月９日午後７時００分

場所

高砂市役所本庁舎３階３０１会議室

出席者

衣笠教育長、吉田委員、山名委員、吉屋委員

欠席者

神尾委員

出席事務局職員

永安教育部長、木田教育推進室長、藤原学校教育室長、三木教育総務課長
松本学校給食課係長、北野人事課長

本日の会議に付した事件

協議事項

１　令和４年高砂市議会９月定例会提出議案に係る意見の聴取について
２　定年引上げ制度の概要について
３　妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための制度改正について

議　事　　協議事項　２　定年引上げ制度の概要について

○事務局　　（協議事項２について説明）

○教育長　　段階的な定年引上げ制度の概要について説明をいただきました。何か御質問・御意見がありましたらお願いします。

○委員　　最後の部分だけ理解できなかったのですが、この休業制度というのは、休業したら特別休業等いろいろあると思うのですけれども、そういうのとは関係なく、ただ休みたいと言ったらこの休業が取得できるのですか。

○事務局　　例えば、自治会の会長に当たったので仕事を制限してそちらのほうをするとか、ボランティアに力を入れたいとか何らかの理由は必要になってくるのですけれども、当然、仕事をしていない時間分は給料が減りますので、時間単位で減額していくというようなことを考えています。

○教育長　　それが 30 分単位で取得できるということですか。

○事務局　　そうです。例えば、通常は朝 8 時半から 17 時 15 分までの勤務ですけれども、8 時半から 9 時までの間は休業して、終わりは 16 時 45 分で帰るといった前と後ろ 30 分ずつ休むことも可能です。

○委員　　単発ではなく、半年あるいは何ヶ月かという期間で申請するということですね。

○事務局　　そうです。ある程度の期間と、あとは１週間どういう形で休むか。単発で「水曜日のこの日を休みたい」とかではなく、恒常的にこういうサイクルで勤務する、こういうサイクルで休むというように決めていただく必要はあります。

○委員　　休業の届出といったものがあるのか。いつ届けるのかというのと、届けたらその休業の日数には、時給あるいは給料は出ないということなので、何日以上休んではいけないというような制限はないわけですか。

○事務局　　休業の届出はまだ運用を考えていないのですけれども、希望をした次の年度から、最大半分まで休めますので、半分休んだ場合の穴を埋める者が必要になってくるので、今言って今というのは厳しいし、３月の終わりに言われてもつらいですけれども、こちらのほうで運用を考えまして、ある程度の期間を設けて希望していただく。休業期間は給料の減額の対象になってきますので、時給換算して、その月の休んだ総時間を計算して給料から減らすというようなことになります。

○委員　　あらかじめ何ヶ月前の申請と今言われましたけど、新たな年度の４月１日からの休業希望は何ヶ月前に言わないといけないとか、そういう規定も何もないわけですか。

○事務局　　はい。来年４月１日からの運用になりますので、そこまでにはつくる予定にしております。

○教育長　　ほか、何かございませんか。よろしいですか。

議　事　　協議事項　３　妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための制度改正について

○事務局　　（協議事項３について説明）
○教育長　　説明が終わりました。何か御質問等ございますか。
○委員　　取得回数の取扱いのところにありますように、特に必要と認められた場合ということで、本人か配偶者のどちらかが見られなくなるとか、保育園へ入ろうと思ったけど入れなかったとか、そういう特定の理由がない限り１年後の育児休暇は取りにくい規約がありますけどその分はここに入ってこないわけですか。
○事務局　　まず、１歳の時点で保育園に入れない場合は１歳６か月まで延ばすことができます。１歳６か月の時点で、また保育園に入れなかったら最大２歳まで取ることができます。ここでは１歳６月までの表示になっていますが、最大２歳までは何らかの事情があれば取得することは可能です。
○委員　　何らかの事情というのは何でも良いということですか。
祖父母とか見てくれる人がいないとか、当てにしていたものが駄目だったとか、そういうのも難しいですよね。
○事務局　　そうですね。保育園に入れないとか理由が限定されていますので、ただ単に１歳６か月まで見たいというだけではなかなか認めにくい制度になっています。
○教育長　　よろしいですか。ありがとうございました。

議　事　　協議事項　１　令和４年高砂市議会９月定例会提出議案に係る意見の聴取について

○事務局　　（協議事項１について説明）
○教育長　　説明は終わりました。一括でしていただいたのですけれども、まず給食費に関する条例のところから御質問、御意見等いただけますか。
○委員　　結局、在籍中に全部お金をもらう形になったということでいいですか。この表だったらそういうことですよね。
○事務局　　そのとおりです。
○教育長　　学校給食費に関する条例につきましては、御意見を１ついただきましたけど、認めていただけましたので、これをまた議会のほうにつないでいきたいと思います。
それでは、第３回令和４年度高砂市一般会計補正予算について、御質問、御意見がありましたらお聞かせください。
人件費については人事異動に係ることでの補正という説明でした。８ページの補正予算の説明の中で、電気代、ガス代の値上げに関するところでの補正ということで説明がありましたけれども、それ以外の要因というのは何かないですか。
○事務局　　値上げもありますけれども、例えば、契約が９月で終わるところがありまして、新しく契約するときに額が上がっているというのも１つございます。単純に、同

じところでも値上げというところもございます。あと、今年も夏が暑かったということもございましたので、一部で少し使用量が増えている箇所も何か所かございました。

○委員　　集計表のトータル数は、総額１億円を補正するということですよね。

○教育長　　そうです。

○委員　　この補正の必要な分、夏は確かに暑いので使用量が増えていると思いますけれども、この補正の額に対して、なるべく減らそうとかいうようなことはされているのですか。例えば、何度以上のときだけしかエアコンをつけたら駄目とかあるのですか。なにか抑えるような働きかけは学校にしているのでしょうか。

○事務局　　令和元年度のエアコンの設置の際に、高砂市立小中学校空調設備運用指針を策定しており、夏季の使用は６月の下旬から、設定温度は 28℃といった基準がございます。節電についても記載はしておりますが、今、コロナの感染対策として、窓を開けて換気をしながらの使用となっておりますので、学校には、なるべく節電に努めてくださいという周知をしているのですが、実際は、子供さんの健康状態のこともありますので、そこはあまり厳しく言っていない状況ではあります。

○委員　　気候が変わってきているから、学校によっては視察等に行かせてもらったら涼しいとか、廊下なんかでも場所によって違うと思うのですけれども、むっとしているところもあるので、学校や場所によって調整しているのだったら暑くて勉強できない子がいたり、体調を崩したりする子も出てくるのではないかと。電気代とかその辺は学校にどういうふうに言っているのかなと思いまして、分かりました。

○教育長　　ほかに補正予算で何か御質問ありますか。

特にないようですので、令和３年度の決算認定についてのところで御質問ありましたらお願いします。

○委員　　教育センターの生涯学習講座運営事業というのが執行率 64％ですけれども、これはやはりコロナの影響でということでしょうか。

○事務局　　全てを把握できていないですけれども、その影響は大きかったと思われます。

○教育長　　執行率の低いところの理由を説明いただきましたけれども、コロナの影響があるというようなことで御理解いただきました。

そしたら、３つの大きな議案のところ御意見をいただいて了解いただけましたので、２つの条例と補正予算については議会のほうに繋いでいって、お認めいただく。決算認定についても同じように議会に承認を受けて認定していただくという流れで議会のほうに繋いでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

令和４年９月９日　午後７時４５分　教育長会議の閉会を宣告